

# 特定施設入居者生活介護事業者 指定申請の手引き

## 《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 申請の流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

## 1 指定要件の概要

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。
  - 法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
  - 法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。
- (2) 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であること。
- (3) 以下の人員を配置すること。
  - ①管理者
    - 常勤・専従の管理者を置かなければなりません。
    - 管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。
  - ②生活相談員
    - 利用者が 100 人又はその端数を増すごとに常勤換算方法で 1 以上の生活相談員が必要です。
    - 生活相談員のうち 1 人以上は常勤でなければなりません。
  - ③看護職員（看護師、准看護師）又は介護職員
    - 看護職員又は介護職員の合計数が、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上の配置が必要です。（要支援の場合は利用者 10 に対して 1 以上）
    - 看護職員の数は、利用者の数が 30 人以下の場合は常勤換算方法で 1 以上、30 を超える場合は、常勤換算方法で 1 に利用者の数が 30 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上の配置が必要です。
    - 常に 1 以上の介護職員が必要です。
    - 看護職員及び介護職員のそれぞれのうち 1 人以上は常勤でなければなりません。（ただし、介護予防特定施設入居者場合のみの場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人が常勤であれば足够了。）

#### ④機能訓練指導員

○1以上必要です。

○機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（正看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については，機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

#### ⑤計画作成担当者

○利用者数100又はその端数を増すごとに1以上の計画作成担当者が必要となります。

○専従の介護支援専門員であって，特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当であると認められるものであることが必要です。

○利用者の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができます。

(4) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

##### ①設備基準

○耐火建築物又は準耐火建築物であること。

○次の施設・設備を設けること。（詳細は水戸市条例を参照してください。）

- ・介護居室
- ・一時介護室
- ・浴室
- ・便所
- ・食堂
- ・機能訓練室
- ・事務室（入所者を処遇する場所と明確に区画）

○入所者の処遇に充てられる場所については，入所者の円滑な移動に配慮すること。

○入所者の処遇に充てられる場所を2以上の階に分けて設ける場合は，1基以上エレベーターを設けること。（市長が入所者の移動に支障がないと認めるときは傾斜路の設置等も可）

○消火設備（消火器，スプリンクラー等）その他非常災害に際して必要な設備を設けること。

##### ②運営基準

運営基準については，水戸市条例を参照してください。

## 2 申請の流れ

### (1) 事前協議

○施設設備の改修が必要な場合や施設として不適な場合がありますので，必ず事前協議で当該建

物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

○事前協議は、市担当（介護保険課管理係 電話 029-297-1018）に御予約のうえ、「施設周辺の住宅地図」と「施設の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等を御持参願います。

※事前に市の高齢福祉課、建築指導課、消防本部、水戸市保健所等と調整したうえで御連絡ください。

○建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず事業を実施する事業主が、事業内容を御説明願います。

○事業所予定地周辺に民家等がある場合、事前周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

## (2) 申請書提出

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行います通知します。

○提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越してください。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合又は指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませたうえで申請書類を提出してください。

## 3 申請に必要な書類

①指定申請書（様式第1号）

②付表10（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の記載事項）

③申請者の登記事項証明書又は条例等

・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業を実施する旨（介護予防サービスを実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。

④申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

・単位ごとに作成し、管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

⑥従業者の資格証の写し

・資格が必要な職種は必ず添付してください。

・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。

⑦事業者との雇用関係を確認できる書類

・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑧事業所の平面図

・用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに

加筆して提出しても差し支えありません。

⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）

⑩事業所の写真

- ・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。

⑪設備等に係る一覧表

- ・基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑫運営規程

- ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員及び居室数

(4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 苦情の処理手順及び窓口（市独自）

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) その他運営に関する重要事項

⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

⑭協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容に関する書類

- ・緊急時において円滑な協力を得るため、医療機関（通常の実施地域内にあることが望ましい）とあらかじめ必要な事項を取り決め、その契約書等の写しを添付してください。

⑮介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⑯介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（介護予防サービスの指定を併せて受ける場合は必要）

⑰重要事項説明書及び契約書の様式

⑱事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

- ・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

⑲損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）

⑳建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）

㉑消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）

㉒介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

㉓介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

㉔上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

## 4 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

**【参考】**

- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>  
介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。
- 福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>  
全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。
- 例規集  
水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

## 5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお願いします。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。